

議案第52号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成12年5月12日

三朝町長 吉田秀光

して得た額が7万円を超える場合には、7万円)の合算額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例第2条及び第13条の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三朝町国民健康保険税条例

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成12年 3月31日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年5月12日原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該合算額が53万円を超える場合においては、基礎課税額は、53万円とする。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該合算額が7万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、7万円とする。

第13条第1項中「第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額並びに同条第3項の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額の合算額（当該合算額が53万円を超える場合には、53万円）」を「第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額